

松山地域資源

保全会だより

第12号

令和8年3月10日発行

 松山地域資源保全会
 鹿角市十和田末広字不動平 15-7


2月15日、自治会館において、第2回研修会を開催いたしました。研修会には18名が参加し、はじめに鹿角市農地林務課の山本学氏より、「多面的支払の課題や多面的機能支払交付金環境負荷低減のクロスコンプライアンス（みどりチェック）」について、詳しい説明がありました。また、多面的

機能支払交付金の活動中の事故について説明があり、事故には十分注意するようにとの喚起がありました。

その後、DVDを鑑賞後、グループでの意見交換が行われ、次年度にむけての活動要望が出されました。

当日の資料の一部と要望等は11ページ以降に掲載しています。



みどりチェック（環境負荷低減のクロス
コンプライアンス）の強化が求められます。

5月の活動

- 5月17日 コスモス種まき作業
- 5月23日 ため池草刈り作業開始
(6月1日まで・1回目)



6月の活動

- 6月1日 ため池草刈り作業
- 6月8日 農道法面・水路草刈り作業(1回目)
- 6月8日 遊休農地発生防止の草刈り作業
- 6月14日 コスモス植え付け用耕起作業
- 6月15日 コスモス植え付け作業
- 6月22日 花壇草取り作業
- 6月28日 花壇花苗搬入作業
- 6月29日 花壇花植え付け作業



4月の活動

- 4月5日 保全会監査
- 4月6日 機能診断・点検活動
- 4月13日 保全会総会
- 4月15日 水路泥上げ全体会議
- 4月19日 水路泥上げ作業(前日作業)
- 4月19日 水路草刈り作業(前日作業)
- 4月20日 水路泥上げ作業
- 4月27日 クリーンアップ作業



令和7年度
松山地域資源保全会
一年の活動



8月の活動

- 8月 5日 盆踊り準備（景品紐付け作業）
- 8月 10日 花壇草取り作業
- 8月 14日 盆踊り準備作業
- 8月 15日 盆踊り後始末作業



9月の活動

- 9月 7日 草刈り機械操作講習会
- 9月 11日 多面的機能支払交付金活動組織向け研修会
- 9月 14日 農道法面・水路草刈り作業（3回目）



7月の活動

- 7月 6日 高井沢川周辺草刈り（1回目）作業
- 7月 6日 高井沢周辺および農道草刈り作業（残り分）
- 7月 13日 ため池周辺草刈り作業
- 7月 26日 ため池草刈り作業（8月3日まで・2回目）
- 7月 27日 農道法面・水路草刈り作業（2回目）



令和7年度 多面的機能支払い交付金状況

(単位：円)

交付日	農地維持支払交付金	資源向上支払交付金 (共同活動)	合計
第1回 9月18日	2,064,000	1,231,000	3,295,000
第2回 12月25日	516,200	308,900	825,100
合計	2,580,200	1,539,900	4,120,100

令和7年度
多面的機能支払い交付金
4,120,100円



10月・11月の活動

- 10月19日 コスモス刈払い
農道法面水路草刈り作業
- 11月22日 救命講習会
- 11月23日 農道砂利敷作業
- 11月30日 土嚢づくり作業



◎草刈り機械操作講習会
9月7日、自治会館において、草刈り機械操作講習会を開催いたしました。講習会には12名が参加しました。講習会では、草刈り機械の安全使用についての説明がされたあとに、実際に草刈り機械の安全な操作方法の指導を受けています。今年度は、従来の肩掛け草刈り機械の他、自走式草刈機ハンマーナイフモーターや自走式傾斜地草刈機スパイダーモーターの操作方法をヤンマーアグリジャパン鹿角支店の清野氏より説明を受け、実際に操作指導を受けています。最後に、刈り払い機の安全作業について、DVDを視聴しました。



令和7年度 研修会の報告

12月・2月の活動

- 12月20日 保全会第1回研修会
- 2月15日 保全会第2回研修会
- 2月25日 多面的機能支払交付金
活動組織向け研修会





心肺蘇生とAEDの手順（成人用）

①反応（意識）を確認する



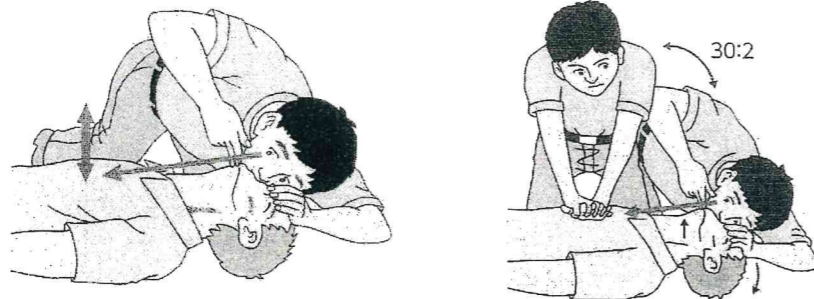
倒れている人（傷病者）を発見したら、近寄る前にまずは周囲の安全を確認します。安全と判断できたら傷病者に「大丈夫ですか」や「もしもし」と呼びかけながら肩をやさしくたたき、反応があるかを確認します。

②119番通報とAEDの手配



助けを求め、協力者が駆けつけたら「あなたは119番へ通報してください」「あなたはAEDを持ってきてください」と具体的に依頼します。通報はスピーカーホンを活用し、必要に応じた口頭指導を受け下さい。

⑤気道確保・人工呼吸



30回の胸骨圧迫が終わったら、直ちに気道を確保し人工呼吸を行います。片手を傷病者の額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先に当てて、頭を後ろにのけぞらせ、あご先を上げることでのどの奥を広げて空気を肺に通しやすくします。（気道確保）
気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまみます。口を大きく開けて傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込みます。この時、傷病者の胸が上がるのを確認します。いったん口を離し、同じ要領でもう一回吹き込みます。胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ（30:2のサイクル）を、救急隊員と交代するまで絶え間なく続けます。人工呼吸ができない場合は、胸骨圧迫のみを行います。

救命講習会



11月22日、自治会館において、救命講習会を開催いたしました。
講習会は、10名が参加し、応急手当の重要性・基本的心肺蘇生法・AEDの使用法・異物除去法・止血法について、消防署職員より指導を受けています。
心肺蘇生法とAEDの手順については、下記のとおりですので、参考にしてください。

反応がなく、普段どおりの呼吸がない場合に行います

③呼吸の確認



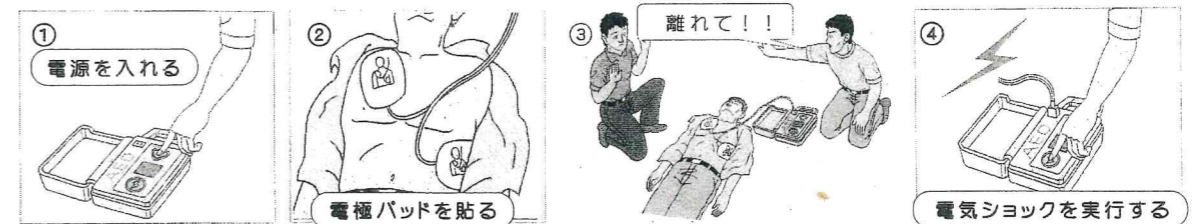
傷病者が「普段どおりの呼吸」をしているかどうか確認します。傷病者のそばに座り、10秒以内で傷病者の胸や腹部の上がり下がりを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか判断します。傷病者に「普段どおりの呼吸」がない場合、あるいはその判断に自信が持てない場合には、心停止と判断し、直ちに胸骨圧迫を開始します。

④胸骨圧迫



胸の真ん中にある胸骨の下半分を、重ねた両手で強く、速く、絶え間なく圧迫します。両肘を伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、真上から垂直に傷病者の胸が約5cm沈むまでしっかり圧迫します。1分間に100～120回の速いテンポで連続して絶え間なく圧迫します。圧迫と圧迫の間は、十分に力を抜き、胸が元の高さに戻るようにします。

⑥AEDの使用手順



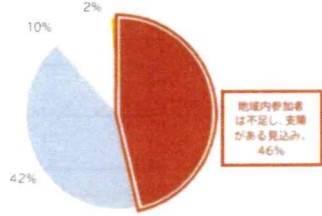
①AEDを傷病者の近くに置いて電源を入れます。それ以降は音声メッセージと点滅するランプの指示に従って操作します。
②傷病者の衣服を取り除き、電極パッドを貼り付けます。貼る位置は電極パッドの表面にイラストで描かれています。機種によっては電極パッドのケーブルのコネクタをAED本体に差し込むものがあります。
③電極パッドを貼り付けると「体に触れないでください」と音声メッセージが流れ、自動的に心電図の解析が始まります。このとき「みなさん、離れて！」と注意を促し、傷病者に誰も触れていないことを確認します。
④AEDが電気ショックが必要と解析した場合は、「ショックが必要です」といった音声メッセージとともに自動的に充電を始めます。充電が完了すると「ショックボタンを押してください」といった音声メッセージとともに、ショックボタンが点灯して充電完了の連続音がでます。「ショックを行います。みなさん離れて！」と注意を促し、誰も傷病者に触れていないことを確認して、ショックボタンを押します。電気ショックを行ったら、直ちに胸骨圧迫を再開し、心肺蘇生を続けます。
※機種によってはカウントダウンやブザーの後に自動で電気ショックが流れるものもあります。
○電極パッドを貼る時の注意点
①胸が濡れていたら拭き取ってから貼ります。 ②胸に貼り薬が貼ってあったら、はがして拭き取り後に貼ります。
③ペースメーカー等の出っ張りがあったら、そこを避けてパッドを貼ります。

多面的機能支払の課題

- 地域共同活動による保全管理について、将来は約半数の組織において、参加者の不足により活動に支障をきたす見込みがあるとともに、小規模活動組織を中心に、役員・事務処理担当者の高齢化・後継者不足等により、活動を継続できなくなるおそれがある状況。
- 地球温暖化の防止や生物多様性の保全に資する長期中干し、冬期湛水等の取組面積は、減少又は現状維持の傾向が見られる状況。また、長期中干し、冬期湛水等は地域全体の水管理に係る調整が必要。

○ 地域共同活動への地域内参加の充足状況に関する認識

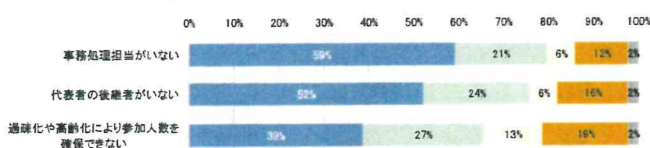
● 将来(5~10年後)の充足状況の認識



* 地域内参加者は不足し、支障がある見込み。
 * 地域内参加者は不足するが、支障はない見込み。
 * 地域内参加者は過不足ない見込み。
 * その他

資料：令和5年度農林水産省農地資源課調べ（回答数1,010組織）

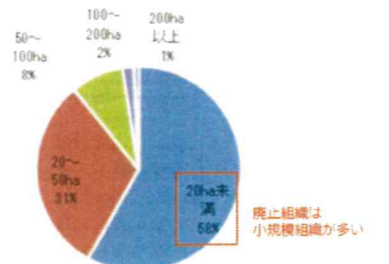
○ 多面的機能支払の取組を継続しなかった理由



①あてはまる ②どちらかといえばあてはまる ③どちらかといえばあてはまらない ④あてはまらない 無回答

資料：平成30年度に活動を終了した組織への調査（回答数1,302組織）より作成

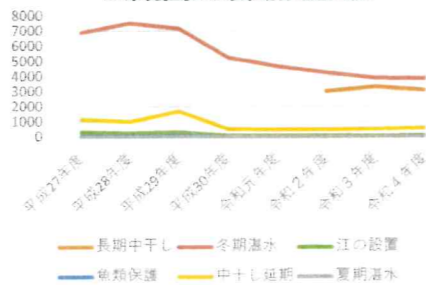
○ 多面的機能支払の廃止組織の面積階層別内訳



※全活動組織のうち、20ha未満の組織の割合は約35%

資料：令和3年度~令和4年度動向調査結果より作成（N=386組織）

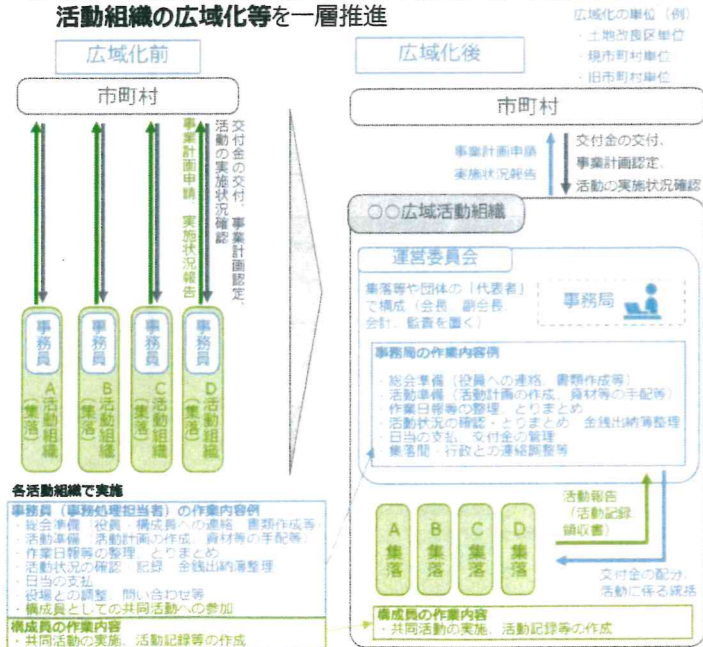
○ 環境支払の取組別実施面積



多面的機能支払の第3期対策について

- 人口減少や高齢化に伴い事務作業や活動の継続が困難となることに対応するため、これまで活動組織の広域化、地域への外部人材の呼び込み、事務負担の軽減等に取り組んできたところであるが、今後、更に現状の課題に対応していくため、今期対策においては、引き続き広域化の推進や事務負担の軽減に取り組むとともに、活動組織の体制強化に向けて、活動組織と外部団体等とのマッチングの仕組みの構築に取り組む。
- 環境負荷低減に係る取組については、これまで環境保全型農業直接支払で支援してきたが、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待される取組（長期中干し、冬期湛水等）については、今年度から多面的機能支払で支援する。

○ 多面的機能支払の事務の省力化、組織体制の強化を図るため、活動組織の広域化等を一層推進



○ 国、県、市町村による集落の共同活動への支援等を強化



○ 環境負荷低減（長期中干し、冬期湛水等）の取組を、多面的機能支払において地域共同で行うことにより推進



令和7年度 松山地域資源保全会第1回研修会

12月20日、自治会館において、第1回研修会を開催いたしました。研修会は、20名が参加し、はじめに基調説明で、「多面的機能支払交付金活動組織向け研修会の報告」があり、続いて獣害を止める基本と獣害に強い集落づくりのDVDを視聴しています。最後に、参加者がグループに分かれ、①獣害対策として各世帯・地域で取り組む具体的な活動は何か。何をすべきか。②地域を獣害から守る工夫はあるか。のテーマで話し合いが行われました。話し合いの結果、左記のとおりです。



◎ 意見交換で出された内容

- 獣被害と対策について
 - ハクビシン ・ブドウ全滅（2日）
 - あめしろ ・葉をたべる
 - 熊 ・とうもろこしを全部食べられた
 - メロン毎日来る。食べ方がうまい
- 目撃情報
 - 熊 ・根市戸の大晋の土場に子熊3頭
 - ・秀春さんから仁美さんの周辺
 - ・家の中を立ち上がってみていた。（4班）
 - たぬき ・庭で遊んでいた
 - ふんは臭い（まとめてする）
 - イノシシ ・観音様周辺

（意見として）
 ○ 個人的に言うことは問題があるので、アンケート調査を実施してもらいたい。
 ○ 栗、柿等に獣の来ているとわかるような木は、その木の所有者に収穫してもらおうか、切ってもらおう。
 ○ 持ち主がわからない場合は、市の固定資産台帳をもとに許可をとる。
 ○ もしくは、公告にて住んでいない家の果樹は切らせてもらおう旨を伝える。
 ○ 草刈りに出る人が少なくなった。
 ○ 歩道側にはみ出ている生垣は切ってほしい。
 ○ 空き家に対して回りに草が茂っていると獣の住み家にもなりかねないので、草刈りの実施。
 ○ 電気柵については多少金額がかかっても必要はないか。

多面的機能支払交付金活動組織向け研修会に参加しました。

令和7年度多面的機能支払交付金活動組織向け研修会が、9月11日、文化の社交館コモッセで開催され、当保全会から2名が参加しました。

この研修会は、秋田県における多面的機能支払交付金組織の持続可能な活動を支えるために、農業水利施設の長寿命化に向けた事例紹介と共同活動時等における事故防止のための草刈機の安全使用に関するスキルアップ研修です。

なお、今回の研修は、多面的機能支払交付金の活動指針において5年間に各1回以上実施することとしている、農地維持活動の活動項目3「機械の安全使用に関する研修」、資源向上活動の活動項目29「機能診断・補修技術等に関する研修」の対象となっておりです。

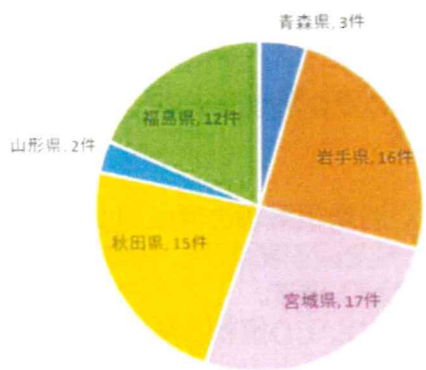
当日は、はじめに農林水産省東北農政局土地改良技術事務所の担当者より、「農業水利施設の長寿命化に向けたポイントについて」の説明がされました。

続いて、社団法人労働安全衛生コンサルタント会秋田支部の担当者より、安全対策について「草刈り機械の安全使用」について説明がされました。



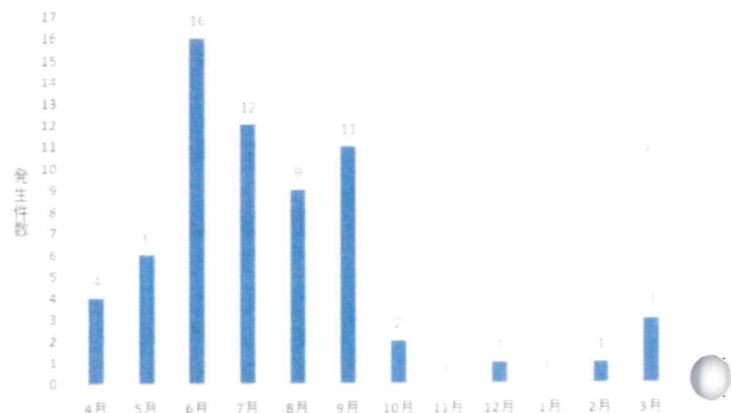
多面的機能支払交付金の共同活動中に発生した事故の概要 (令和6年度 東北農政局管内)

1. 県別の事故発生件数



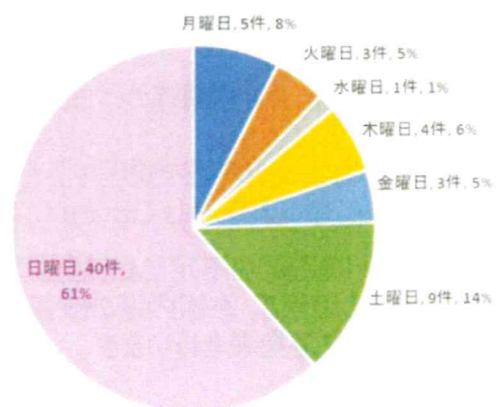
令和6年度の事故発生件数は65件で、県別の発生件数では、宮城県が17件で一番多く、次いで岩手県16件、秋田県15件となっている。
逆に、山形県は2件、青森県が3件で少ない状況になっている。

2. 月別事故発生件数



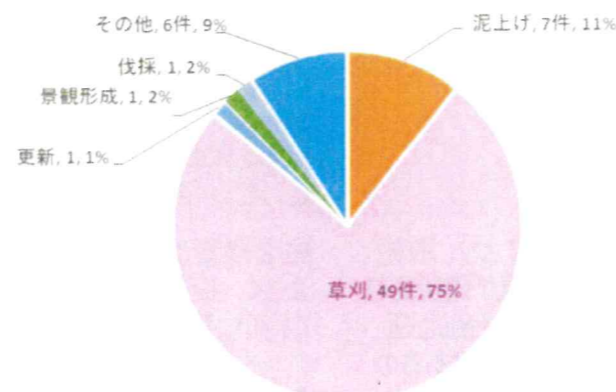
活動中の事故は、活動が多い4月～9月にかけて件数が多い。特に、6月が一番多く、これは、農地維持活動における、草刈り作業等での事故が大多数を占めている。

3. 曜日別事故発生件数・割合



曜日別では、日曜日が40件で一番多く、全体の約6割を占めており、次いで土曜日が9件の順となっている。
活動が土日に行うケースが多く、また、早朝から午前中の発生が多くなっている。

4. 活動別発生件数・割合

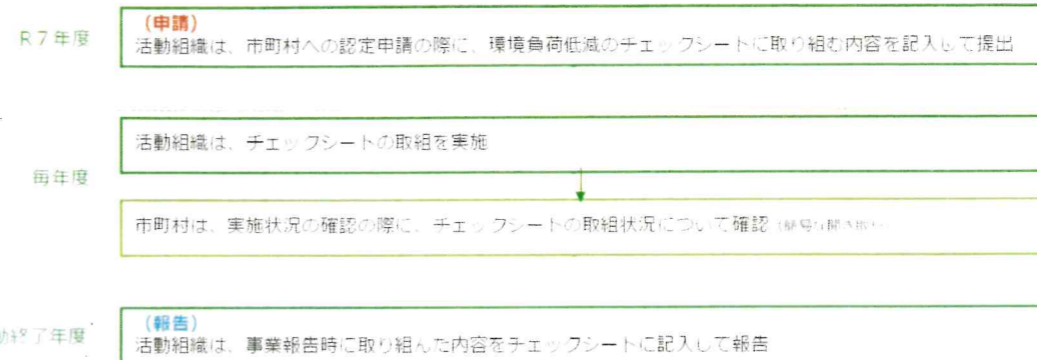


活動別では、草刈りが49件で全体の7割を超える件数となっており、次いで泥上げ7件となっている。
長寿命化の活動による事故は少なくなっているものの、農地維持活動の草刈りについては、依然多い状況になっている。

④環境負荷低減のクロスコンプライアンス (みどりチェック) の要件化について

- 「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容(令和5年12月)において、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入することとしたところ。
- 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金では、令和7年度からの今期対策において、環境クロスコンプライアンス(みどりチェック)を事業の要件とし、集落協定、活動組織等は市町村への認定申請の際に、環境負荷低減のチェックシートに取り組み内容を記入して提出。また、対策期間(中山間直払)、活動期間(多面支払)の最終年度の事業報告時に取り組んだ内容を記入して提出。

みどりチェックの手続の流れ(案)【多面支払の場合】



※ 報告後、一部の活動組織を対象とした抽出検査が国のみどりチェック担当者により実施されます。(確認)
※ R7年度から試行的に実施し、その上で詳細を固め、R9年度から本格実施に移行します(報告内容に不備があった場合の具体的措置は、今後の検討となります。)

	R7	R8	R9	R10	R11	備考	活動終了年度	活動組織数
活動期間 R7~11	★ ・チェックシート申請				★ ・報告 ・確認(クロコン担当)		R7	約1,700組織
R7~R10に活動終了する組織	★ ・報告 ・確認(試行)	★ ・報告 ・確認(試行)	★ ・報告 ・確認(あり)	★ ・報告 ・確認(あり)	★ ・報告 ・確認(あり)	確認については、報告のとりまとめが翌年度となるため、翌年度の確認となります。(要調整)	R8	約4,500組織
							R9	約700組織
							R10	約1万組織
							R11	約9,000組織 25

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート

多面的機能支払

項目	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)	項目	該当しない	申請時(します)	報告時(しました)
(1) 適正な施肥 「環境負荷低減の取組への支援」(※1)の交付を受ける場合 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的利用及び適正な処分 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 適正な除草や害虫駆除等 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合やみどり加算の交付を受ける場合 農業の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(6) 生物多様性への悪影響の防止 多面支払(※2)の活動で農薬を使った除草や害虫駆除等を行う場合 雑草や害虫の発生状況を推定し、除草や害虫駆除等の要否及び実施時期の判断に努める 生態系への影響が想定される工事等を実施する場合 生態系に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) エネルギーの節減 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(7) 環境関係法令の遵守等 全ての活動組織、広域活動組織、特定事業実施者 「みどりの食料システム戦略」を理解し、適切な事業実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 悪臭及び害虫の発生防止 全ての活動組織及び広域活動組織(特定事業実施者を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守 活動組織で作業機械等を所有している場合 作業機械等の適切な整備と管理の実施に努める	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

注1 申請時は該当する全ての項目の「申請時(します)」の欄にチェックし、報告時(活動期間の最終年度)は実施した内容を踏まえ、該当する全ての項目の「報告時(しました)」の欄にチェックしてください。
注2 記載内容に該当しない場合は「該当しない」の欄にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。
+1 多面的機能支払交付金実施要領別紙2の第6の2の(1)のウと第4の1の(3)の活動をいう。
+2 便宜上、多面的機能支払交付金のことを「多面支払」と表記する。

- ただし、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会に於いては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
 - 一 活動組織規約の変更
 - 二 活動組織の解散
 - 三 構成員の除名
 - 四 役員 の 解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備え付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、

- 次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
 - 一 活動組織規約
 - 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
 - 四 その他会長が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の会計と区別し経理する。

- 一 農地維持支払い交付金及び資源向上支払金
- 二 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第15条 活動組織の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

- 第6章 活動組織規約の変更
 - (規約の変更)
 - 第24条 この規約を変更した場合は、市長に報告しなければならない。
- 第7章 雑則
 - (細則)
 - 第25条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払い交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

- (領収書の徴収)
 - 第21条 金銭の支払いについては、最終受取人の領収書を徴収しなければならない。ただし、領収書の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
 - 2 金融機関への振り込みの方法により支払いを行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収書に代えることができる。
- (物品の管理)
 - 第22条 活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及び毀損のないよう、適正に管理するものとする。

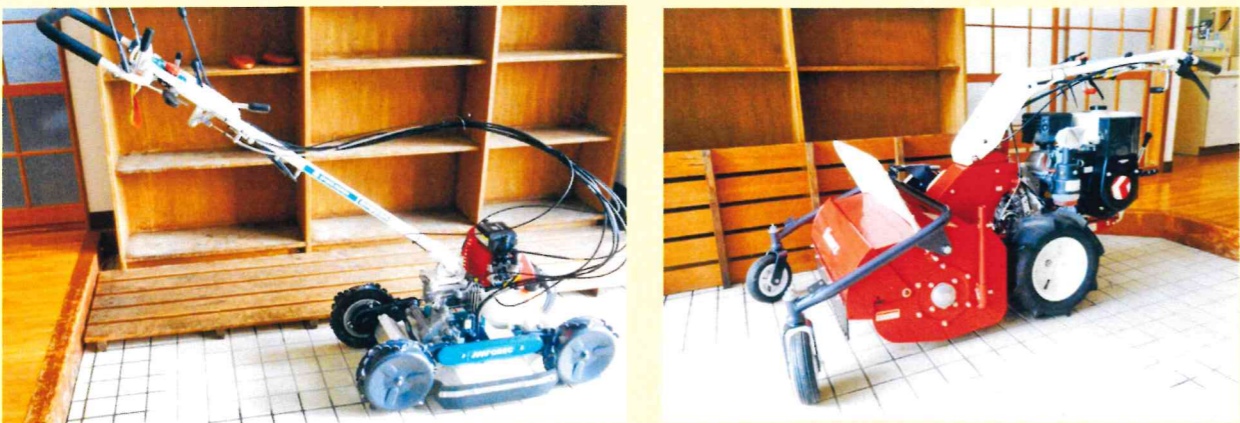
(決算及び監査)

- 第23条 活動組織の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の10日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、会長は監査について、毎会計年度終了後30日以内に総会の承認をうけなければならない。

- 1 この規約は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 活動組織の新たに選任された役員任期については、第6条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。
- 3 この規約は、令和4年4月10日から施行する。



新しい草刈り機2台 今年度購入しました。



- (活動計画の作成)
 - 第16条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全(作業前の危険箇所の確認・共有など)について考慮し作成するものとする。

(資金の支出)

第17条 資金の支出者は、会長とする。

(資金の流用)

第18条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第19条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の収納)

- 第20条 金銭を収納したときは、領収書を発行しなければならない。
- 2 金融機関への振り込みの方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収書を発行しないものとする。

松山地域資源保全会細則

第 1 (目的)

多面的機能支払交付金制度の活動を円滑に行うため定めるものである。

また、「規則」、或いは「許容」範囲等、総会において決定すべき事案もあることから、決定事項等を「細則」に整理し、そしてこれを遵守し事業の推進を図ることを目的とする。

第 2 (作業の安全確保)

作業にあたって身体の安全が最優先である。特に共同で行う草刈りは、廻りに十分注意を払い、隣どうしの間隔を保持しながら作業をすること。また、重機を伴う作業は重機が旋回していますので、人身事故につながらないよう特段の配慮をすること。

第 3 (日当の単価)

多面的機能支払交付金における秋田県統一について（平成 26 年 4 月 1 日農山村振興課）の指導により作業賃金（1 時間当たりの目安単価）が提示されたのを機に次表のとおり改訂します。改訂単価の適用は、総会の議決の翌日からとします。

作業の種類	1 時間当たりの日当 (単価)	
	旧	新
1. 草刈り (草刈り機、燃料代込み)	1, 400 円	1, 700 円
2. 泥上げ	1, 200 円	1, 500 円
3. 敷き砂利	1, 200 円	1, 500 円
4. 施設の補修作業等	1, 200 円	1, 500 円
5. 草取り (草刈り機を使用しない草刈りも含む)	1, 000 円	1, 500 円
6. 花壇等の起耕作業等	1, 200 円	1, 500 円
7. 重機等のオペレーター	1, 500 円	1, 800 円
8. 点検・調査・事務費・会議費等	1, 000 円	1, 200 円

第 4 (日当等の支払い時期)

日当及びリース料金等の支払いについては、入金後速やかに支払うこととします。

第 5 (日当を支払う場合の弁当代の不支給)

日当を支払う場合の弁当代は、交付金から支給することができません。

第 6 (役員報酬の禁止)

すべての作業については時間給として支払うこととし（事務、会計の実務、役員会）、役員報酬の支払いはしない。

第 7 (面積割・延長割による個人への支払い禁止)

草刈り等による面積割・延長割による個人への支払交付金の支払をしてはならない。

第 8 (附則)

上部機構等の指導或いは実活動における諸問題などについても事業推進のため、追加または改訂することができる。

2 この細則の一部改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。